

防衛省訓令第7号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の8の規定に基づき、幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令を次のように定める。

平成19年3月20日

防衛大臣 久間 章生

改正 平成19年11月30日防衛省訓令第164号
 平成21年 3月31日防衛省訓令第 31号
 平成26年 3月 6日防衛省訓令第 5号
 平成26年12月18日防衛省訓令第 70号
 平成28年 1月26日防衛省訓令第 1号
 平成28年11月30日防衛省訓令第 67号
 平成29年12月15日防衛省訓令第 62号
 平成30年11月30日防衛省訓令第 45号
 令和 元年11月22日防衛省訓令第 25号
 令和 4年11月28日防衛省訓令第 75号
 令和 5年11月24日防衛省訓令第103号

幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令

3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官の候補者が、3等陸尉、3等海尉又は3等空尉に昇任した場合において、その者が昇任した日に受けることとなる号俸は、同日の前日に受けていた次の表の左欄に掲げる俸給月額に応じ、同表の右欄に定める号俸とする。

昇任した日の前日に受けていた俸給月額	3等陸尉、3等海尉又は3等空尉に昇任した日に受けることとなる号俸
243,500円	5号俸
245,500円	
247,600円	
249,600円	
251,400円	9号俸
253,200円	10号俸
255,000円	11号俸
256,800円	12号俸
258,600円	13号俸
260,400円	14号俸
262,200円	15号俸
263,900円	16号俸
265,700円	17号俸
267,500円	18号俸

(平21省訓31・平26省訓5・平26省訓70・平28省訓1・平28省訓67・平29省訓62・一部改正・平30省訓45・令元省訓25・令4省訓75・令5省訓103 一部改正)

附 則

この訓令は、平成19年3月20日から施行する。

(平26省訓70・附則2項追加・平30省訓45・附則2項削除)

附 則 (平成21年3月31日防衛省訓令第31号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中目次（「第27条の10 船舶

検査等手当」を「第27条の10 海上警備等手当」に改める部分に限る。)及び第27条の10の改正規定は、同年3月31日から施行し、同年3月13日から適用する。

附 則 (平成26年3月6日防衛省訓令第5号)

この訓令は、平成26年3月6日から施行する。

附 則 (平成26年12月18日防衛省訓令第70号)

この訓令は、平成26年12月18日から施行する。

附 則 (平成28年1月26日防衛省訓令第1号)

- 1 この訓令は、平成28年1月26日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令の規定、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令の規定及び第3条の規定(附則第3項の改正規定を除く。)による改正後の防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年11月30日防衛省訓令第67号)

この訓令は、平成28年11月30日から施行し、改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令、幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令及び防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月15日防衛省訓令第62号)

- 1 この訓令は、平成29年12月15日から施行する。
- 2 第1条の規定(幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令第1条第1項の改正規定(「第1条第1項第1号ロ」を「第1条第1項第1号ハ」に改める部分に限る。))及び同条第3項の改正規定(「第1条第1項第1号ロ」を「第1条第1項第1号ハ」に改める部分に限る。)を除く。)による改正後の同訓令、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令及び第3条の規定による改正後の防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年11月30日防衛省訓令第45号)

この訓令は、平成30年11月30日から施行し、第1条の規定による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則の規定、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令の規定及び第3条の規定(附則第1項及び第2項の改正規定を除く。)による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年11月22日防衛省訓令第25号)

この訓令は、令和元年11月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年11月28日防衛省訓令第75号)

この訓令は、令和4年11月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年11月24日省訓第103号)

この訓令は、令和5年11月24日から施行し、第1条の規定による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則の規定、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令の規定及び第3条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令の規定は、令和5年4月1日から適用する。